

大規模災害時における所有地等の提供に関する協定を締結



写真左から、水野消防長（海部東部消防組合）、村上管理者（海部東部消防組合）
加藤取締役（株式会社マツヤ）、山田社長（当社代表取締役社長）

当社は、2020年10月21日に愛知県海部東部消防組合（管理者 村上 昌生）
と『大規模災害時における所有地等の提供に関する協定』を締結しました。

本協定は、地震、風水害、その他の大規模な災害発生時において、海部東部消防管
轄内に他県・市町から緊急消防援助隊（*1）の応援を受けた際、派遣された緊急消防
援助隊の活動拠点場所等として、当社が所有地を提供することについて必要な事項を
定めたものです。

当社は、災害発生時等に備え行政・消防機関と連携し支援活動に取り組んで参ります。

*1.緊急消防援助隊

緊急消防援助隊とは、大規模災害時等において、被災した都道府県内の消防機関
のみでは対応が困難な場合に、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施できるよう、
全国消防機関相互による援助体制を構築するため平成16年4月に法制化されたもの。